

職業能力開発総合大学校の職業訓練指導員訓練における 能力開発科目の変遷

Transition of Ability Development Subjects in The Vocational Training Instructor Training at Polytechnic University

新井 吾朗

Goro ARAI

The vocational instructor training curriculum at Polytechnic University in Japan was classified into three periods until 2000: the first period (demand response period), the second period (curriculum continuation and low demand period), and the third period (response period to advanced and diversified tasks). In this study, I revealed the characteristics of the curriculum after 2000 by comparing it with the curriculum before 2000. As a result, I clarified that the vocational instructor training curriculum after 2000 can be classified into the fourth period before and after (a period of enhancement of instructor response to diversified tasks) and the fifth period (a period of adjustment of instructor training system).

Keywords: Japan's Vocational training instructor training curriculum, History, Classifieds, Instructor's job functions

1. 研究の目的

本研究の目的は、職業能力開発総合大学校(以下「職業大」という)における職業経験の無い学習者に対する職業訓練指導員訓練カリキュラムの 2000(H12)以降の再編の特徴を 2000(H12)以前のカリキュラムと比較することで明らかにすることである。

日本の職業訓練指導員訓練の歴史的研究としては韓国との比較を中心とする金永鍾(2006)がある^[1]。金は日本の職業訓練指導員訓練を第 1 期(1958(S33)~1973(S48)) 職業訓練指導員需要への対応期, 第 2 期(1974(S49)~1984(S59)) カリキュラム維持・指導員需要低迷期, 第 3 期(1984(S59)~1999(H11))高度化と業務多様化への対応期に分類し^[註 1], それぞれの期を特徴づけた。しかしその検討は 1999 年までである。金は 2000(H12)以降を「職業能力開発体制の再編期にあたっており, 興味深い問題を多く含む」としているが, 研究対象からは外して今後の課題としている。本研究は, この 2000(H12)以降に注目する。

金の研究の他には, 金も参照している職業大の年史^[2]がそれぞれの年代の訓練の状況を当事者の視点で記述している。しかしその記述は, 各年代を比較可能とする通史としては記述されていない。

ところで, 職業訓練指導員免許(以下「指導員免許」という)の取得には多様な方法がある。その中で職業大の職

業訓練指導員訓練を修了する方法は, 現行(令和 4 年法律第 12 号による改正)の職業能力開発促進法(以下「能開法」という)に示される 3 通りの指導員免許取得方法の第 1 号^[3]に示されることから, 主要な方法であるといえる。また, 職業大が行う職業訓練指導員訓練の内, 職業経験の無い学習者に対する長期間の訓練は一貫して毎年の学習者数をもっとも多く, 公共職業訓練の職業訓練指導員の供給の多くの部分を占めている。これらのことから本研究では, 職業大における職業経験の無い学習者に対する職業訓練指導員訓練を対象とする。

2. 研究の方法

職業大が行う職業訓練指導員訓練は多様である。本研究では, 職業大が行う職業訓練指導員訓練の中で受講者数が最も多く, 概ね職業経験の無い学習者を対象とする長期間の職業訓練指導員訓練(以下「指導員訓練」という)を対象とする。この課程の科目には, 一般教育科目と職業訓練指導員になった場合に指導する内容となる産業分野における科学, 技術, 技能に関する工学分野の科目(以下「一般/工学科目」という)と, 職業訓練の実践に必要な専門科目(以下「能力開発科目」という)とがあり, 能力開発科目は学校教育の教員養成における教職科目に対応する科目である。本研究では能力開発科目を検討対象とする。

本研究で対象とする指導員訓練の範囲は、1958(S33)に初めて制定された職業訓練法から2013(H25). 4. 18までに改正された職業能力開発促進法施行規則(以下「施行規則」という)に制定された長期間の指導員訓練の課程、および、これに加えて2018(H30)の施行規則改正で新たに設定された、職業大で現在行われている特定応用課程の高度職業訓練と組み合わせる指導力習得コースを対象とする。

本論文では、まず、これらの課程における能力開発科目の変遷を施行規則に示される能力開発科目に関する規定、職業大カリキュラムの科目と時間数、1997(H9)から職業大の指導学科(現在の能力開発応用系)に在籍しカリキュラム改定に携わってきた筆者の覚えと資料にもとづく指導員訓練の環境変化の時系列で示す。このように指導員訓練課程変遷の全体を示したうえで2000(H12)までの金のまとめを振り返り、2000(H12)以降の指導員訓練の特徴を考察する。

なお、本報では、時系列を示す年を西暦(年号)で示す。年号は昭和(S), 平成(H), 令和(R)で示す。また時間数などについて表中などで省略する場合、時間を(H), 週を(W), 年を(Y), 単位を(T), 科目受講の条件については必修を(必), 選択必修を(選必), 選択を(選)と示す。

3. 指導員訓練課程の変遷

3.1. 1961(S36)制定施行規則に基づくカリキュラム

(1) 施行規則の指導法に関する規定^[4]

- 1) 訓練期間4年 訓練時間1800時間/年
- 2) 指導方法に関する科目を表1に示す。

(2) 1961(S36)-1972(S47) 職業大カリキュラム

1961(S36)-1972(S47)間の、特徴的な変化が見られた年度の職業大のカリキュラムを表2に示す。

1961(S36), 開校当初の職業大カリキュラムの科目名は、施行規則に示された科目名と同じであった。1965(S40)からは施行規則の科目を分野として、訓練計画法, 教具研究など実務への対応に必要な技術的な科目名が見られるようになる。1969(S44)には教育史, 教育社会学のような原理的な科目, 技術的な科目である教育評価が追加され, 内容的な充実が図られた。1968(S43)-1972(S47)の科目名の後の数字は1966(S41)から規定された単位の数を示している^[5]。2単位は1時限(90分=2時間)/週×17週^[6]で34時間である。また実務実習は4週間の職業能力開発施設での実習を示しており, 当時の1週間は月-土の44時間であった。1968(S43)の実務実習Iは工場での生産実習, 実務実習IIは職業訓練施設での指導実習である。これまで両者を単に実務実習と表記してきたが指導方法に関する科目の名称は「実務実習II」である。

1961(S36)-1965(S40)までの実時間数が何時間であったかを明示する資料は見当たらない。しかし, 1968(S43)の各科目の時間数設定と同様と考えると536(448)時間(16単位(時間)×17週+6(4)週×44時間), 1972(S47)は584

表1 1961(S36)施行規則の指導方法に関する科目

指導方法	700H
1 学科	
[1] 職業訓練概論	
[2] 教科指導法	
[3] 教育心理学	
[4] 生活指導及び職業指導理論	
2 実技	
[1] 監督者訓練	
[2] 学科指導実習	
[3] 実技指導実習	

表2 1961(S36)-1972(S47) 特徴的な年度のカリキュラム

1965(S40) ^[7]	1968(S43) ^[8]	1972(S47) ^[9]
職業訓練原理	教育訓練原理 3T	教育原理 4T 教育史 2T
教育心理学	教育心理学 4T	教育心理学 4T
生活指導法	生活指導法 3T	生活指導法 3T 職業指導 4T
訓練計画法		教育課程編成 3T
学科訓練法	教科指導法 6T	教科教育法 I II 4T
実技訓練法		
教具研究		教育社会学(選) 2T 教育評価(選) 2T
実務実習	実務実習 I 2W 実務実習 II 4W	実務実習 4W
	536(448)H	584H

表3 1969(S44), 1993(H5)施行規則の指導学科科目

	1969(S44)	1993(H5)
指導学科	320H	21T
職業訓練原理		
教科指導法		
教育心理学		
生活指導法		
職業指導	160H	
実務実習		

時間と推定できる。なお, 1968(S43)の実務実習Iは後のカリキュラムで工学科目となるので, 実質的な能力開発科目の時間数は448時間と考えられる。

いずれにしても施行規則では指導方法は700時間と規定されているが, 実態は開校から1972(S47)に向けて徐々に充実させていたと考えられる。

3.2. 1969(S44)制定, 1993(H5)改正施行規則に基づくカリキュラム

(1) 施行規則の指導法に関する規定^[10]

- 1) 訓練期間4年 最低限必要とする総訓練時間5600時間

- 2) 1969(S44), 1993(H5)の指導学科科目を表3に示す。

1969(S44)年法では, 1958(S33)年法に比べて指導学科目の訓練時間を700時間から480時間に減じた。職業大で

の 1972(S47)までの指導方法に関する授業時間数の実態が 536(448)時間であることから, 法を実態に合わせたと考えられる。職業訓練法の基準では訓練時間数を「時間」で示してきた。しかし, 職業大カリキュラムでは 1966(S41)から単位で示しており, 1993(H5)から能開法でも単位で示すことになった。この場合の 1 単位は, 「当該訓練による効果, 訓練外に必要な学修等を考慮して」講義 15-30 時間, 演習 30-45 時間, 実習 60-75 時間とされた。職業大での学修が訓練外の学修を含むものであることは 1982(S57)-1993(H5)の「履修指導と講義要目」に示されていたが, 1994(H6)に削除された。2004(H16)改正で, 施行規則からも削除された^[11]。

時間割に示される時間や年間計画に示される授業回数から実態としては講義 2 単位 34 時間(1 時限(90 分)×17 週), 演習 1 単位 34 時間, 実習 1 単位 68 時間で実施されていたと推定される。この場合, 一般/工学および能力開発科目を合計した年間の授業時間内の学習時間は, 概ね 1500 時間程度になる。1991(H3)年度卒業生から学位授与機構への申請で学校教育法に基づく学士を取得できる課程認

表 4 1973(S48)-1998(H10)特徴的な年度のカリキュラム

1975(S50) ^[12]	1998(H10) ^[13]
教育訓練学 I	能力開発基礎領域
教育訓練学概論(A 選必) 2T	教育概論(必)講 2T
教育訓練史(A 選必) 2T	教育訓練史(選)講 2T
職業訓練関係法規(B 選必) 2T	教育訓練思想(選)講 2T
教育訓練管理(B 選必) 2T	教育訓練研究方法論(選)講 2T
教育訓練政策(B 選必) 2T	教育訓練心理学(必)講 2T
教育訓練社会学(B 選必) 2T	ガイダンス理論(必)講 2T
職業訓練特論(選) 2T	能力適性検査学(B 選必)講 2T
教育訓練学 II	能力の開発方法領域
教育訓練課程編成(必) 2T	教科教育学(必)講 2T
教育訓練方法 I(必) 2T	専門別教科教育法(必)講 2T
教育訓練方法 II(必) 2T	教授技術(必)演 1T
専門別教科教育法(必) 2T	教育工学(B 選必)講 2T
教育訓練学 III	能力開発の環境領域
教育訓練心理学(D 選必) 2T	生涯職業能力開発論(A 選必)講 2T
青年～老年心理学(D 選必) 2T	企業内教育訓練論(A 選必)講 2T
教育訓練評価(E 選必) 1T	職業訓練比較制度論(A 選必)講 2T
心理検査演習(E 選必) 1T	技術・技能論(B 選必)講 2T
教育訓練学 IV	職業科学 A(C 選必)講 2T
生活指導法(F 選必) 2T	職業科学 B(C 選必)講 2T
相談心理学(F 選必) 2T	職業能力開発の実践領域
産業心理学(G 選必) 2T	実務実習(必修) 4T, 4W
職業指導(G 選必) 2T	
実務実習(必) 4T, 4W	H5 より週時間 40H(月～金)
516H(卒業必須科目数 10)	500H(卒業必須科目数 10)

定がされた。「訓練外」の学修の記述の変化の背景には, この認定や更新にあたり, 学校教育法に基づく大学の自修を含む単位と職業大の「単位」との異同を明確にする必要があったと考えられる[註 2]。

(2) 1973(S48)-1998(H10) 職業大カリキュラム

1973(S48)-1998(H10)間の, 特徴的な変化が見られた年度の職業大のカリキュラムを表 4 に示す。

また, この期間中に始期または終期が含まれる新設・廃止された科目を次に示す。

生活指導法	1965(S40)ー	1986(S61)
相談心理学	1973(S48)ー	1986(S61)
産業心理学	1973(S48)ー	1986(S61)
職業指導	1969(S44)ー	1986(S61)
ガイダンス理論	1987(S62)ー	
教育訓練方法	1973(S48)のみ開講	
教育訓練工学	1973(S48)のみ開講	
技能及び作業分析	1973(S48)のみ開講	
教育訓練方法 I / II	1974(S49)ー	1986(S61)
教授技術	1987(S62)ー	
教育工学	1986(H1)ー	
専門別教科教育法	1974(S49)ー	
教育訓練評価演習	1973(S48)ー	1974(S49)
教育訓練評価	1975(S50)ー	1992(H4)
技術・技能論	1993(H5)ー	
心理検査演習	1973(S48)ー	1986(S61)
心理検査学	1987(S62)ー	1992(H4)
能力適性検査学	1993(H5)ー	1998(H10)
教育訓練行財政	1973(S48)ー	1974(S49)
教育訓練制度	1973(S48)ー	1974(S49)
教育訓練管理	1973(S48)ー	1987(S62)
教育訓練関係法規	1973(S48)ー	1992(H4)
教育訓練政策	1973(S48)ー	1992(H4)
企業内教育訓練論	1988(S63)ー	
生産技術論	1991(H3)ー	1992(H4)
教育訓練需要	1991(H3)ー	1992(H4)
職業科学	1987(S62)ー	1992(H4)
職業科学 A/B	1993(H5)ー	1997(H9)
教育原理	1982(S57)ー	1990(H2)
教育概論	1991(H3)ー	1992(H4)
生涯教育訓練論	1987(S62)ー	1994(H6)
生涯職業能力開発論	1995(H7)ー	
職業訓練特論	1975(S50)ー	1976(S51)
教育訓練学特論	1988(S63)ー	1996(H8)
教育訓練研究方法論	1997(H9)ー	1998(H10)
教育訓練史	1973(S48)ー	1989(H1)ー1992(H4)中断
職業訓練比較制度論	1976(S51)ー	
教育訓練思想	1979(S54)ー	
	1986(S61)ー1988(S63)中断	
国際協力論 A/B	1992(H4)ー	1997(H9)

卒業必須科目数は卒業に必要な単位を満たすために必要な必修、選択必修、選択科目を合計した実務実習を除く科目の数(以下同様)。

1993(H5)改正施行規則で指導学科科目が 21 単位とされたが、職業大では、1970(S50)から指導教育科目 23 単位と定めて実施していた。そのため、1993(H5)改正後も 1998(H10)まで 23 単位を維持した。

(3) 1999(H11)-2004(H16) 職業大カリキュラム

1999(H11)-2004(H16)間の、特徴的な変化が見られた年度の職業大のカリキュラムを表 5 に示す。

2003(H15)カリキュラムの科目中で示している「選必」の前の ABC は、履修すべき科目群を示している。群中のいずれかの科目を必ず履修する必要があることを示している。

この期間中に始期または終期が含まれる新設・廃止された科目を次に示す。

教科教育学 1987(S62)ー 2001(H13)
 ガイダンス論 1987(S62)ー 2003(H15)

1993(H5)改正施行規則を受けて、職業大のカリキュラムでも 1999(H1)に能力開発専門科目の単位数を 21 とした。この結果、1975(S50)に 19 科目であった開講科目を 1999(H11)には 14 科目に減じるとともに、実授業時間数が 466H となった。しかし 2003(H15)に、ガイダンス法、カウンセリング法、専門別教科教育法を講義科目から演習科目として単位数を減じ、選択必修科目 1 科目を追加

表 5 1999(H11)-2004(H16)特徴的な年度のカリキュラム

1999(H11) [14]	2003(H15) [15]
教育概論(必)講 2T	教育概論(必)講 2T
教育訓練心理学(必)講 2T	教育訓練心理学(必)講 2T
ガイダンス論(必)講 2T	ガイダンス法(A選必)演 1T カウンセリング法(A選必)演 1T
職業科学(必)講 2T	職業科学(必)講 2T
生涯職業能力開発論(必)講 2T	生涯職業能力開発論(必)講 2T
専門別教科教育法(必)講 2T	専門別教科教育法(必)講 1T
教授技術(必)演 1T	教授技術(必)演 1T
教科教育学(必)講 2T	教育訓練カリキュラム論(必)講 2T
教育訓練関係法(選必)講 2T	教育訓練関係法(B選必)講 2T
教育訓練計画論(選必)講 2T	教育訓練計画論(C選必)講 2T
企業内教育訓練論(選)講 2T	企業内教育訓練論(C選必)講 2T
教育訓練思想(選)講 2T	教育訓練思想(選)講 2T
技術・技能論(選)講 2T	技術・技能論(選)講 2T
職業訓練比較制度論(選)講 2T	職業訓練比較制度論(B選必)講 2T
実務実習(必)実 4T 4W 4	実務実習(必)実 4T 4W
466H(卒業必須科目数 9)	500H(卒業必須科目数 10)

で履修させる技術的な工夫で、同じ 21 単位でありながら、実授業時間数を 500 時間に増加させた。

3.3. 2004(H16), 2008(H20)改正施行規則に基づくカリキュラム

(1) 施行規則の能力開発科目に関する規定 [16]

- 1) 訓練期間 4 年 最低限必要とする総訓練時間 5600 時間
- 2) 2004(H16), 2008(H20)の能力開発に関する科目を表 6 に示す。

(2) 2005(H17)-2011(H23) 職業大カリキュラム

2005(H17)-2011(H23)間の、特徴的な変化が見られた年度の職業大のカリキュラムを表 7 に示す。

この期間のカリキュラムは、2004(H16)改正施行規則により能力開発専門科目の単位数が従来の 21 単位から 30 単位に拡充されたことへの適合が中心であった。2001(H13)の能開法一部改正で、「労働者の自発的な職業能力形成」が規定され、これに先立つ第 7 次職業能力開発基本計画で「キャリア形成支援」が位置づけられたことに対応するものであった。2001(H13)能開法改正後、企業に対する体系的な教育訓練計画策定支援(コースコーディネート)や労働者個人に対するキャリア形成支援(キャリア・コンサルティング)など、職業訓練指導員業務の広がりがみられ、2004(H16)施行規則改正はこれに対応する科目群を付加するための能力開発科目の増加であった [註 3]。この 9 単位の増加分は、一般/工学科目である一般教育科目 5 単位、専門基礎科目 4 単位の削減により実現した。この期間、2008(H20)に施行規則の一部改正があったが、この際は能力開発実技として指導技法が設定され、これに対応してカリキュラムとしては指導技術・技法が演習から実技に変更され、実質の学習時間の増加が図られた。このカリキュラム改正で、能力開発科目の単位数は 21 単位 500H から 30 単位(698H)に拡充された。

表 6 2004(H16), 2008(H20)施行規則の能力開発科目

2004(H16)	2008(H20)
能力開発学科	能力開発学科
職業能力開発原理	職業能力開発原理
教科指導法	教科指導法
教育訓練心理	教育訓練心理
教育訓練マネージメント	教育訓練マネージメント
職業社会	職業社会
キャリア形成支援	キャリア形成支援
	能力開発実技
実務実習	実務実習
	指導技法
30T	30T

表 7 2005(H17)-2011(H23)特徴的な年度のカリキュラム

2005 (H17) ^[17]	2011 (H23) ^[18]
能力開発基幹科目	
職業能力開発概論(必)講 2T	
生涯職業能力開発論(必)講 2T	生涯職業能力開発論(必)講 2T
職業能力開発制度(必)講 2T	職業能力開発制度(必)講 2T
障害者職業概論(必)講 2T	障害者職業概論(必)講 2T
創業支援論(選必)講 2T	創業支援論(選必)講 2T
中小企業論(選必)講 2T	中小企業論(選必)講 2T
職業能力開発ゼミ(選)講 2T	職業能力開発ゼミ(選)講 2T
インストラクション(コア)	
指導技術・技法(必)演 1T	指導技術・技法(必)実 1T
専門別教科教育法(必)演 1T	専門別教科教育法(必)演 1T
教材開発論(選必)講 2T	教材開発論(選必)講 2T
教育訓練評価(必)講 2T	教育訓練評価(必)講 2T
実務実習(必)実 4T	能力開発フィールド演習 I II 演 0.5+0.5T 実務実習事前教育(必)演 1T 実務実習(必)実 4T
キャリア・コンサルティング	
人的資源管理論(必)講 2T	人的資源管理論(必)講 2T
キャリア形成支援論(必)講 2T	キャリア形成支援(必)講 2T
キャリア形成支援演習(必)演 1T	キャリア形成支援演習(選必)講 2T
学習・発達心理学(必)講 2T	学習・発達心理学(必)講 2T
カウンセリング法(必)演 1T	カウンセリング法(必)講 2T
コースコーディネーティング	
教育訓練計画(必)講 2T	教育訓練計画(必)講 2T
教育訓練経営論(選必)講 2T	教育訓練経営(選必)講 2T
670H(卒業必須科目数 16)	696H(卒業必須科目数 17)

2005(H17)~2011(H23)の間に新設・廃止された科目を次に示す。

職業能力開発概論	—2008(H20)
能力開発フィールド演習	2009(H21)のみ開講
能力開発フィールド演習 I / II	2010(H22)—
実務実習事前教育	2009(H21)—
キャリア形成支援論	—2008(H20)
キャリア形成支援演習	—2008(H20)
キャリア形成支援	2009(H21)—
キャリア形成支援法	2009(H21)—

これは、それまでも実施してきた企業や公共の職業能力開発施設を見学しその意義を検討する見学会や、実務実習に向かう動機・意欲を醸成する目的で行っていた体系的な事前説明の機会を単位化した(能力開発フィールド演習 I II, 実務実習事前教育)ことに伴い総花的な概論科目を削減したものであった。なお、この時期、単位修得に必要な学習時間数のすべてが教室での受講を想定していることに伴う過密なカリキュラムの緩和に校全体として取り組む必要が認識され始めていたことも、カリキュラム外の行事をカリキュラムに組み入れる背景となった。

表 8 2013(H25)施行規則の能力開発科目

2013 (H25)	
能力開発学科	
職業訓練原理	432H
教科指導法	
教育心理学	
教育訓練マネジメント	
キャリア形成支援	
能力開発実技	
教科指導実践実習	260H
教育訓練マネジメント実践実習	
キャリア形成支援実践実習	
職業訓練原理実践実習	

3.4. 2013(H25)改正施行規則に基づくカリキュラム

長期課程の募集停止(2011(H23))と長期養成課程の開講(2014(H26))

(1) 施行規則の能力開発科目に関する規定^[19]

- 1) 訓練の対象者 総合課程若しくは応用課程の高度職業訓練を修了した者, 学校教育法による大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者
- 2) 訓練期間 2 年 訓練時間 1800 時間/年
総合課程又は応用課程の高度職業訓練修了者 (1800 ~ 3600 時間)
- 3) 能力開発に関する科目を表 8 に示す。

2006(H18)に設置された「行政減量・効率化有識者会議」にはじまる一連の行政改革の一環として行われた職業訓練指導員養成の見直しに伴い、1961(S36)から継続されてきた長期課程と研究課程の募集は 2011(H23)を最後に停止された。長期課程は高等学校卒業者を対象として 4 年間で一般/工学科目と能力開発科目を修める事で、卒業時に職業訓練指導員免許を取得できる課程であった。しかし職業訓練指導員として就職する卒業生の数が少なく非効率との指摘がなされるなど^[20]、職業訓練指導員養成訓練の効率化が求められた。こうした指摘を受け、「職業能力開発総合大学校は、(イ)短期の指導員養成研修、...略...を行う組織として、再編する。」とされて^[21]、「指導員免許を取得するための高卒 4 年制の訓練が廃止、新たに工科系大学卒業者、実務経験者等を対象とした 2 年間で最長とする指導員養成訓練が設けられることとなった^[22]。

長期課程の指導員訓練に代えて、新たな長期間の指導員訓練として長期養成課程の募集が 2014(H26)に開始された。この新たな指導員訓練である長期養成課程は、2013(H25)施行規則の一部改正で規定された。

(2) 2014(H26)-2019(R1) 職業大カリキュラム

2014(H26)-2019(R1)間の、特徴的な変化が見られた年度の職業大の長期養成課程カリキュラムを表 9 に示す。

この課程での科目設定は職業訓練指導員に必要な業務を目標分析により整理し、各科目に配列する方法で設定した[註 4]。目標分析を行った結果の公表資料は無い。

表 9 2014(H26)-2019(R1)特徴的な年度のカリキュラム

2014 (H26) [23]	2019 (R1) [24]
能力開発学科	能力開発学科
職業能力開発原理(必) 36H	職業能力開発原理(必) 36H
職業能力開発制度(必) 36H	職業能力開発制度(必) 36H
職業訓練心理学(必) 36H	職業訓練心理学(必) 36H
授業計画法(必) 36H	授業計画法(必) 36H
教材開発法(必) 36H	教材開発法(必) 36H
受講者支援法(必) 36H	受講者支援法(必) 36H
訓練評価法(必) 36H	訓練評価法(必) 36H
コース開発・運営法(必) 36H	コース開発・運営法(必) 36H
施設外訓練支援論(必) 36H	施設外訓練支援論(必) 36H
人材育成支援論(必) 36H	人材育成支援論(必) 36H
キャリア・コンサルティング概論(必) 36H	キャリア・コンサルティング概論(必) 36H
キャリア・コンサルティング理論(必) 36H	キャリア・コンサルティング応用(必) 36H
能力開発実技	能力開発実技
職業能力開発原理実践(必) 144H	職業能力開発原理実践(必) 162H
専門別教科教育法(必) 72H	専門別教科教育法(必) 108H
受講者支援実践(必) 144H	受講者支援実践(必) 162H
訓練実施実践(必) 144H	訓練実施実践(必) 108H
訓練改善実践(必) 144H	訓練改善実践(必) 162H
コーディネート実践Ⅰ(必) 108H	コーディネート実践Ⅰ(必) 108H
コーディネート実践Ⅱ(必) 108H	コーディネート実践Ⅱ(必) 108H
コーディネート実践Ⅲ(必) 108H	コーディネート実践Ⅲ(必) 108H
キャリア・コンサルティングの基本スキル(必) 36H	
キャリア・コンサルティングの包括的な推進・実践(必) 36H	キャリア・コンサルティング技法Ⅰ(必) 54H
職業能力開発キャリア・コンサルティング(必) 36H	キャリア・コンサルティング技法Ⅱ(必) 54H
キャリア・コンサルティング実践(必) 36H	キャリア・コンサルティング実践Ⅰ(必) 54H
就職支援実践(必) 36H	キャリア・コンサルティング実践Ⅱ(必) 54H
職業訓練における自己理解・仕事理解実践(必) 36H	キャリア・コンサルティング実践Ⅲ(必) 54H
グループ・アプローチ実践(必) 36H	
人的ネットワーク構築(必) 36H	
学科 432H 実技 1260H(1080H 実践)	学科 432H 実技 1260H(1080H 実践)

しかし、そこで用いられた手法は同時期に職業大で行われた総合的のものづくり人材育成カリキュラムの検討に使われたものである^[25]。またこの課程の対象者は、4年間の高度職業訓練の修了者か、大学卒業者である。また学習時間に「実践」と呼ぶ職業能力開発施設での実践的な教育訓練期間が組み込まれた。従来の長期課程では、職業能力開発施設で行う「実務実習」は、実務実習を行う職業能力開発施設に実務実習中に行うべき学習事項を一

応知らせて、職業能力開発施設で可能な範囲で対応してもらっていた。しかし、長期養成課程に組み込まれた職業能力開発施設で行う「実践」科目は、職業能力開発施設で行う課題活動を職業大が設定し、これを実施する職業能力開発施設の担当者の支援を受けながらこの課題に取り組む学習方式とした。課題の可否判定は職業大が行い、受講生は実践の期間中に合格するまで課題に取り組むことにした。課題は、実践科目の全期間を通して、1日のうち4時間程度の活動が必要となる程度の課題を設定した。

このように長期養成課程では実践的な科目が設定され、職業能力開発施設で行う実践科目も実効の上がる方式となり、能力開発科目の学習時間も長期課程に比べて相当に大きく設定されることとなった。具体的には、職業大での学習612時間、職業能力開発施設での学習1080時間、合計1692時間に拡充された。この学習時間数の増加に合わせて、職業訓練指導員免許の種類は従来通りとしながらも、施行規則において専門課程を担当できる職業訓練指導員の条件のひとつに長期養成課程の修了が位置づけられた。

この2014(H26)-2019(R1)の間に始期または終期が含まれる新設・廃止された科目を次に示す。

- キャリア・コンサルティングの基本スキル 2014(H26)ー 2015(H27)
- キャリア・コンサルティングの包括的な推進・実践 2014(H26)ー 2015(H27)
- 職業能力開発キャリア・コンサルティング 2014(H26)ー 2015(H27)
- キャリア・コンサルティング実践 2014(H26)ー 2015(H27)
- 就職支援実践 2014(H26)ー 2015(H27)
- 職業訓練における自己理解・仕事理解 2014(H26)ー 2015(H27)
- グループ・アプローチ実践 2014(H26)ー 2015(H27)
- 人的ネットワーク構築 2014(H26)ー 2015(H27)
- キャリア・コンサルティング理論 2017(H29)ー 2018(H30)
- キャリア・コンサルティング応用 2017(H29)ー 2018(H30)

これらの変更は、科目を設定する際の学習時間の単位に関する学内ルールの変更にとまらう、学習内容の各科目への配列調整による(キャリア・コンサルティング技法Ⅰ・Ⅱ、キャリア・コンサルティング実践Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)もので、学習内容の全体に変更はなかった。

3.5. 2018(H30)改正施行規則に基づくカリキュラム
2019(H31)短期養成課程(指導力習得コース)の開設
(1) 施行規則の能力開発科目に関する規定^[26]

- 1) 訓練の対象者 特定応用課程の高度職業訓練を受けている者
- 2) 訓練時間 144時間
特定応用課程の高度職業訓練修了が条件

3) 能力開発に関する科目を表 10 に示す

2011(H23)長期課程の募集停止に伴い、高卒 4 年課程で指導員免許を取得し、新卒で職業能力開発施設に採用される人材の供給は 2015(H27)に停止した。その後、国が行う職業能力開発を実施している独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という）では、総合課程、応用課程の修了生を職業訓練指導員の候補者として“雇用”したうえで 1 年間の長期養成課程に派遣し、修了して指導員免許を取得した後に職業訓練指導員の業務につかせていた。他方、各都道府県では指導員免許を持たない新卒者を採用したうえで長期養成課程に派遣することはしなかった。私費で長期養成課程に入学した修了生の就職が期待されたが、そのような長期養成課程入学者は毎年数名しかおらず、都道府県の職業訓練指導員の採用の期待に応えられない状況であった[註 6]。

こうした状況から厚生労働省では 2017(H29)に複数の都道府県、機構を構成メンバーとする「職業訓練指導員の養成等に関する検討委員会(非公表)」を開催して職業訓練指導員の安定的な確保等の検討を行い、総合課程在学中に短期養成課程を受講することで職業訓練指導員免許を取得できる仕組みの必要を示した^[27]。この検討に従い、2018(H30)施行規則の一部改正が行われ、「特定応用課程の高度職業訓練を受けている者に対して普通職業訓練を担当するために必要な訓練技法のうち職業能力開発指導力を培うことを目的とする指導力習得コース」が設定された。これに伴い職業大では、2017(H29)の総合課程入学者で 2019(H31)に 3 年生になるもの(特定応用課程に進んだもの)を対象に、指導力習得コースを開設した。

表 10 2018(H30)施行規則の能力開発科目

2018 (H30)	
能力開発学科	144H
教科指導法	
能力開発支援法	

表 11 2018(H30)入学生向けカリキュラム

2018 (H30) [註 5]	
指導力習得コース	
授業計画法(必)	36H
技能指導法(必)	36H
訓練評価法(必)	36H
教材開発法(必)	36H
総合課程で履修する科目	
職業能力開発学(必)	36H
社会福祉論(必)	36H
カウンセリング法(必)	36H
地域研究(必)	72H
企業人材育成論(必)	36H
技能・技術イノベーション論(必)	36H
キャリアデザイン(必)	36H
インターンシップⅡ(必)	162H
指導力習得コース 144H/総合課程 450H 計 594H	

(2)2018(H30)入学生向け 2020(R2)3 年生時実施) 職業大のカリキュラム

2018(H30)入学生向け、2020(R2)実施の指導力習得コースのカリキュラムを表 11 に示す。

指導力習得コースは、特定応用課程の修了と特定応用課程の外で行われる指導力習得コース 144 時間の履修で職業訓練指導員免許を取得できるコースであるが、施行規則では指導力習得コース 144 時間の履修科目の基準が示されるだけで、総合課程で履修すべき能力開発に関する科目は指定されていない。総合課程で履修すべき能力開発に関する科目は、職業大が設定する指導力習得コースの学習規則の中に、「総合課程において、校長が別に定める指定科目をすべて修得していること」と規定している^[28]。指導力習得コース及び校長が別に定める指定科目の学習時間を合計すると 594H である。2005(H17)/2011(H23)の長期課程の 670/694H から 100 時間程度減じている。また科目についても、総合課程内の科目は、長期養成課程設定時のように職業訓練指導員に必要な能力の検討から設定されているものではない[註 7]。

なお、長期養成課程で取得できる職業訓練指導員免許と指導力習得コースで取得できる指導員免許は同様の指導員免許である。しかし長期養成課程修了の場合は、専門課程の高度職業訓練を担当できたが、指導力習得コースで取得した場合は普通課程の普通職業訓練だけを担当できる。これらの規定は、法、施行規則の高度職業訓練を担当できる者の規定で区別されている^[29]。

4. 考察

4.1. 1958(S33)-1999(H11)の職業訓練指導員養成の特徴

金によれば日本の職業訓練指導員養成は第 1 期(1958(S33)-1973(S48)) 職業訓練指導員需要への対応期、第 2 期(1974(S49)-1984(S59))カリキュラム維持・指導員需要低迷期、第 3 期(1984(S59)-1999(H11)) 高度化と多様化への対応期、に分類できるといふ。以下、3 期までと比較しながら 2000(H12)以降の指導員訓練カリキュラムの特徴を示す。

4.2. 2000 年以降の職業訓練指導員養成の区分

本研究の検討期間である 2000(H12)以降は、長期課程が継続された 2013(H25)までのうち 2004(H16)まで(第 3 期の継続)と、それ以降(第 4 期前期)に分けられる。さらに 2014(H26)以降は長期養成課程が継続される 2019(R1)まで(第 4 期後期)とそれ以降(第 5 期)に分けられる。

2000(H12)から 2004(H16)は多少の科目の変化が見られるが、基本的に金が示した第 3 期の継続期間と言え、1984(S59)～2004(H16)を第 3 期と分類する。以下、2005(H17)以降のカリキュラムの特徴を示す。

4.3. 職業訓練指導員の業務の広がりに対応するカリキュラム改正(第 4 期 2005(H17)-2019(R1))

2005(H17)からは、指導員業務の多様化への対応を充実

させた期間と言える。2004(H16)改正施行規則により、これまで 21 単位であった能力開発科目が 30 単位にまで拡充した。それまでの能力開発科目に関する実学習時間が概ね 450-500 時間であったものが、695 時間に拡大した。この際、施行規則の能力開発科目に「教育訓練マネジメント」、「キャリア形成支援」が新設された。それまでの施行規則が若年者を対象とした訓練に必要な科目群を設定していたものが、生涯職業能力開発を重視した改正であった。これに対応して職業大のカリキュラムでも企業での職業能力開発への支援に関する中小企業論、人的資源管理論、コースコーディネーティングなどの科目と、キャリア形成支援論、キャリア形成支援演習などのキャリア・コンサルティングに関する実践的な科目が設定された。

長期課程の廃止に伴い、2014(H26)に新たに開設された長期養成課程では、行政改革による変更であったにも拘わらず、能力開発科目群は 1690 時間に拡充された。長期養成課程の科目では、コーディネーター、キャリア・コンサルティングの理論・実践に関する科目がさらに充実した。このうち 1080 時間は職業能力開発施設における実践的な実習にあてられたが、それも無計画な OJT ではなく、職業大で学習した事項を実践する機会として計画的な OJT が企図された。これはイギリスの徒弟訓練 (Apprenticeship Training) などで行われる実務訓練 (Work base Training) と同様の計画的な訓練手法と言える^[30]。

この期間、対象者や施行規則上の課程の変化があったが、能力開発科目については拡充された時期であった。そこで 2005(H17)-2019(R1) を第 4 期、能力開発科目の拡充期と整理する。さらに、長期課程が継続した 2005(H17)-2014(H26)を第 4 期 前期、長期養成課程に移行した 2014(H26)-2019(R1)を第 4 期 後期と分類する。

4.4. 職業訓練指導員供給システムの調整

第 5 期(2019(R1)-)

長期養成課程はそれまでの長期課程が高卒者に対する課程であったのとは異なり、大卒者に対する課程であった。課程生は応用課程・総合課程の卒業時に機構に採用されたものが大半で、就職せずに学費や生活費を自身で負担する必要がある他大学の修了者等の入学は広がらなかった。

そのため機構以外の自治体では、新卒採用の職業訓練指導員を採用できない事態となった。これに対応して、総合課程と同時に 144 時間の学習で総合課程卒業時に指導員免許を取得できる指導力習得コースが 2019 (R1) に設定された。能力開発科目に関してわずか 144 時間の学習で職業訓練指導員免許が取得できるのは、本論文では触れていないが技能検定 1 級取得者が 47 時間の講習受講で指導員免許を取得できるルートや職業に関しての一定の経験を有するものを対象に行う 144 時間の短期養成課程と同程度の学習時間である。職業の経験の無い新卒の若年者に 144 時間の学習で職業訓練指導員免許を与えるようなルートは 1958(S33)以来存在しなかった。

こうした意味で 2019(R1)以降は第 5 期として、カリキュラムの充実より職業訓練指導員を安定的に供給するための指導員供給の調整が行われている時期と整理できる。

5. まとめ

本研究では、職業大における職業経験の無い学習者に対する指導員訓練カリキュラムの 2000(H12)以降の再編の特徴を 2000(H12)以前のカリキュラムと比較することで明らかにした。その結果、指導員訓練は下記に示すように、金が明らかにした第 1 期～第 3 期に続き第 4 期前期、第 4 期後期、第 5 期を示すことができた。

- ・第 1 期 1958(S33)-1973(S48)
需要対応期
- ・第 2 期 1974(S49)-1984(S59)
カリキュラム維持・需要低迷期
- ・第 3 期 1985(S60)-2004(H16)
高度化と業務多様化への対応期
- ・第 4 期 前期 2005(H17)-2014(H26)
指導員業務多様化対応の充実期(長期課程)
- ・第 4 期 後期 2015(H27)-2019(R1)
業務多様化対応の充実期(長期養成課程)
- ・第 5 期 2019(R1)-
指導員供給システムの調整期

本研究では、指導力習得コース設定時に長期養成課程を再編して設定した技法習得コースは取り上げなかった。学習者の人数では指導力習得コースが主流であったことによる。他方で、技法習得コースは長期養成課程を改変したもうひとつの主要なコースである。この検討は別に行う。

註

- 註 1 金の説明を筆者が要約して、各期の名称を命名した。
- 註 2 年間の授業時間内の学修時間が 1500 時間の場合、授業時間以外に学修時間が存在するならば相当な負荷となり、どのように学修させているのか疑義が生じる。
- 註 3 例えば田中萬年、村瀬勉(1994)のような、職業訓練指導員業務の変化に対する指導員訓練や免許の再編などの議論があった^[31]。
- 註 4 筆者覚え。
- 註 5 職業能力開発総合大学校 H31 年度 学修要覧および、非公表の教授会(2019. 3. 20 実施)資料から作成(資料管理者による許諾済)。
- 註 6 厚生労働省 労働政策審議会 人材開発分科会では委員からの質問に対して厚生労働省側から「県としては 4 年間職業大総合課程を修了した時点でこの人は指導員、教える資格があるということを確認してすぐ採用したいというニーズがあるわけです。」と答弁している^[32]。
- 註 7 筆者覚え。総合課程の一般教育科目群に設定された職業能力分野の科目は、総合課程設定時に能力開発科目の担当者としてふさわしい科目を総合課程の一般教育科目群に設

定するという方針で各担当者の専門性に基づいて設定した。この科目群は、職業訓練指導員の業務に必要な能力を分析するなどして設定した科目ではなかった。

参考文献

- [1] 金永鍾:日本の職業能力開発総合大学校における職業訓練指導員養成に関する歴史的研究－韓国との比較を中心に－, 博士学位論文, 中南大学校大学院(韓国) 工業教育学科 技術教育専攻, (2006)
- [2] 職業訓練大学校: 訓大 20 年史編集委員会:訓大 20 年のあゆみ (1982)
職業訓練大学校: 訓大三十年史編集委員会:職業訓練大学校三十年史 (1991)
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校; 創立 50 周年記念史編集専門部会: 職業能力開発総合大学校 50 年史 (2011)
- [3] 職業能力開発促進法 第 28 条第 3 項 1 号, 法律第 12 号, R4. 3. 31 (2022)
- [4] 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令, 労働省令第 6 号, S33. 3. 31 (1958)
- [5] 前掲書 7, p. 75
- [6] 前掲書 7, p. 29, 59
- [7] 職業訓練大学校: 訓大 20 年史編集委員会:訓大 20 年のあゆみ, p. 75 (1982)
- [8] 職業訓練大学校: 学生便覧 昭和 43 年 (1968)
- [9] 前掲書 7, p. 48
- [10] 職業訓練法施行規則, 労働省令 第 24 号, S44. 10 1(1969)
職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令, 労働省令 第 1 号, H5. 2. 12 (1993)
- [11] 職業訓練大学校: 履修指導&講義要目 長期課程 昭和 57 年度(1982)～職業能力開発総合大学校: 履修指導と講義要目 長期課程 平成 5 年度(1993)
職業能力開発総合大学校: 履修指導と講義要目 長期課程 平成 6 年度 (1994)
- [12] 職業訓練大学校: 講義要目 昭和 50 年度 (1975)
- [13] 職業能力開発総合大学校: 学修要覧 長期課程 平成 10 年度 (1998)
- [14] 職業能力開発総合大学校: 学修要覧 長期課程 平成 11 年度 (1999)
- [15] 職業能力開発総合大学校: 学修要覧 長期課程 平成 15 年度 (2003)
- [16] 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令, 労働省令 第 45 号, H16. 3. 26 (2004)
- [17] 職業能力開発総合大学校: 学修要覧 長期課程 平成 17 年度 (2005)
- [18] 職業能力開発総合大学校: 学修要覧 長期課程 平成 23 年度 (2011)
- [19] 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令, 厚生労働省令 第 61 号, H25. 4. 18 (2013)
- [20] 厚生労働省 雇用・能力開発機構のあり方検討会: 行政減量・効率化有識者会議ヒアリング (H20. 4. 10) における主な意見, H20. 4. 16, 第 2 回会議資料 5-3 (2008)
- [21] 雇用・能力開発機構のあり方検討会: 今後の雇用・能力開発機構のあり方について (最終報告), p. 36(2008)
- [22] 谷中善典: 職業能力開発総合大学校をめぐる行政改革の動きと今後の課題, 技能と技術, 1/2019, p. 31-39(2019)
- [23] 職業能力開発総合大学校: 学修要覧 長期養成課程 平成 26 年 (2014)
- [24] 職業能力開発総合大学校: 学修要覧 長期養成課程 令和 1 年 (2019)
- [25] 職業能力開発総合大学校 基盤整備センター; 総合的ものづくり人材教育訓練コースの開発に係る調査・研究, 調査研究資料 115 号(2005)
- [26] 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令, 厚生労働省令 113 号, H30. 9. 7 (2018)
- [27] 厚生労働省: 参考資料 5 職業訓練指導員養成について, 第 19 回中央訓練協議会資料, 2019. 2. 8, pp. 2-3(2019)
- [28] 職業能力開発総合大学校: 指導員養成訓練短期養成課程 学習規則 第 5 条 2 次表 指導力習得コース(2), 改正第 11 号 R1. 9. 11 (2019)
- [29] 職業能力開発促進法 第 28 条, 普通課程を担当する職業訓練指導員の規定
職業能力開発促進法 第 30 条の 2, 法律第 12 号, R4. 3. 31 (2022)/職業能力開発促進法施行規則 第 12/14 条の 8 イ, 専門課程/応用課程を担当する職業訓練指導員の規定, 厚生労働省令第 139 号, R4. 9. 30 (2022)
- [30] 新井吾朗: 日本における職業資格の活用実態と活用の特質に関する研究, 博士学位論文, 名古屋大学大学院 教育発達科学研究科 教育科学専攻, pp. 152-179 (2021)
- [31] 田中萬年, 村瀬勉: 「職業訓練指導員養成体系の再編成に関する試論」, 職業能力開発研究, 第 12 巻, pp53-73 (1994)
- [32] 厚生労働省: 労働政策審議会人材開発分科会 第 8 回 議事録 2018. 7. 30 (2018)

(原稿受付 2023/03/20, 受理 2023/06/14)

*新井 吾朗, 博士 (教育)
職業能力開発総合大学校, 能力開発院, 〒187-0035 東京都小平市小川西町 2-32-1
Goro ARAI, Faculty of Human Resources Development,
Polytechnic University of Japan, 2-32-1 Ogawa-Nishi-Machi,
Kodaira, Tokyo 187-0035.
Email: araigoro@uitec.ac.jp